

議案第42号

さいたま市PFI等審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市PFI等審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市PFI等審査委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市PFI等審査委員会条例（平成27年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市におけるPFI等に関し必要な事項を審査するため、<u>PFI等の導入を検討する事業ごとに、さいたま市PFI等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、委員<u>10人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) <u>市職員</u></p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、<u>その者の委嘱又は任命に係る第3条各号に掲げる事項に関する審査が終了するまでとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市におけるPFI等に関し必要な事項を審査するため、さいたま市PFI等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、委員<u>5人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、<u>3年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 <u>委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(臨時委員)</p>

<p>第6条 [略]</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、前項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 委員会は、<u>会議ごとに議事概要を作成し、遅滞なく公表するものとする。</u></p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第9条 [略]</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>第6条 市長は、<u>第3条各号に掲げる事項に関する審査に資すると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>市職員</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u></p> <p>3 <u>臨時委員の任期は、その者の委嘱又は任命に係る第3条各号に掲げる事項に関する審査が終了するまでとする。</u></p> <p>第7条 [略]</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 委員会は、<u>委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、前項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。</u></p> <p>5 委員会の議事は、出席した<u>委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数</u>で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>6・7 [略]</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第9条 委員会の委員<u>及び臨時委員</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。